○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日和三二七五の六六、三二七五の六七、三二七五の六九（次の図に示す部分に限る。）、三二七五の七〇、三二七五の七一、三二七五の七二・三二七五の七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七五の七四、三二七五の七五（次の図に示す部分に限る。）、三二七五の七六から三二七五の七九まで、三二七七の六から三二七七の一〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の一一から三二七七の一七まで、三二七七の一八から三二七七の二〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の二一、三二七七の二二、三二七七の二三から三二七七の二五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の二六、三二七七の二七・三二七七の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の二九、三二七七の三〇・三二七七の三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の三二から三二七七の三四まで、三二七七の三五・三二七七の三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の三九から三二七七の四一まで、三二七七の六六、三二七七の六七（次の図に示す部分に限る。）、三二七七の六八から三二七七の七〇まで、三二七七の七一から三二七七の七三まで・三二七七の七五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三二七七の七六から三二七七の八〇まで、三二七七の八五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字折田字十二平一九二六から一九二八まで、一九三三、一九四一、一九五八、一九五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　青森県上北郡七戸町字中田六八の一（次の図に示す部分に限る。）、字道地二四の一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月十四日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録養成機関として登録をしたので、同規則第三十五条第三項で準用する第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号第八号　学校法人東洋大学

登録番号第九号　学校法人千葉学園

登録番号第十号　兵庫県立大学

○経済産業省告示第十一号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第七十五条第三項の規定に基づき、同法第五十八条第二項に規定する指定法人から名称の変更の届出があったので、同法第七十五条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　変更前の指定法人の名称　財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

三　変更しようとする年月日　平成二十二年二月一日

○経済産業省告示第十二号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する資金管理法人から名称の変更の届出があったので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　変更前の資金管理法人の名称　財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

二　変更後の資金管理法人の名称　公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

三　変更しようとする年月日　平成二十二年二月一日

○国土交通省告示第四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、越谷都市計画事業吉川駅南特土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年一月三十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一　独立行政法人都市再生機構埼玉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域